

プライバシー影響評価（PIA）のススメ

質疑応答

Q：ステークホルダーエンゲージメントですが、製品やサービスの開発もしくは企画段階においては、その製品やサービスの存在や形態については企業秘密であり、利用者側やその他の関係者にも非開示でなければならないことは多いかと思えます。このようなケースでは、どのようにステークホルダーを選べばよいのでしょうか。

A：日本の商習慣において必ずしもステークホルダーエンゲージメントを実施することが、受け入れられているとは言えません。一部の事業者においては、有識者およびステークホルダーからなる第三者委員会を組成し、秘密保持契約を結んだうえで、第三者評価が行われています。このような取り組みは、経済産業省の「[DX企業のプライバシーガバナンスガイドブック Ver1.0](#)」においても紹介されていますので、ご参照いただくことをお勧めします。

Q：経済産業省の村瀬氏の講演にあった通り、個人情報保護法で保護すべき領域の外側であっても、プライバシー保護措置が必要と理解しています。一方、今回ご紹介いただいたJIS X 9251ではPIAの対象が個人情報に限られており、上記「外側」の場合にはPIAは不要とも読めるのですが、そうされた理由はなにかあるのでしょうか。

A：JIS X9251の規格においては、その基礎としてJIS X9250（プライバシーフレームワーク）を位置づけています。JIS X9250では、プライバシーの定義はしていませんが、プライバシー保護を適切に行うためには、個人識別可能情報（PII）を見つけ、保護することの重要性を示しています。PIIは、個人情報保護法で定義される個人情報よりも広くとっており、個人を識別する可能性のある情報としています。

本内容は、2021年2月25日に開催されたJIPDECセミナー「プライバシー影響評価（PIA）のススメ」で参加者の方から寄せられた主な質問に対する回答をまとめたものです。